

## Ⅱ 第6次NACCSの更改とシステム稼働状況について

別冊

### 1. 第6次NACCS更改の取り組みについて

(4) お問い合わせ対応に向けた取り組み等

## 第6次NACCSに関する業務関係の主な問合せに係る資料紹介

1. 印刷のオプション設定（パッケージソフトで自動印刷ができない。）
2. パスワード変更方法（URY業務）
3. 乗員上陸許可申請方法について
4. 法人番号と輸出入者コードについて（制度導入）
5. 原産地識別コードについて（4桁化）
6. 海上・航空共用化について（仕様変更）
7. 関税割当制度適用輸入申告における残数量等管理業務（新設業務）
8. 輸出取止め再輸入業務（新設業務）
9. 蔵入（IS）貨物の後続業務の可能化（仕様変更）
10. 「保税運送事項登録（OLA）」業務（新設業務）
11. MSB（添付ファイル登録）業務における添付可能なファイルサイズ
12. 入力控の「利用者整理番号」に「\*\*\*\*\*」が出力される。
13. IDA（輸入申告事項登録）における入港日のブランク化（仕様変更・自動補完）
14. 貨物管理DB・申告管理DB等の保存期間の変更について（仕様変更）
15. CCA（通関士審査）業務の仕様について（新設業務）

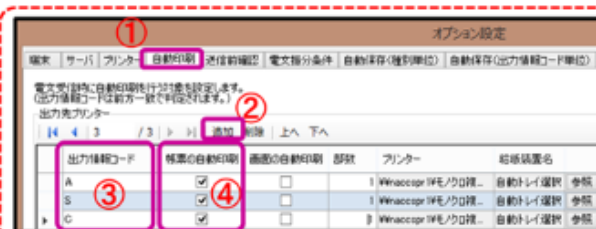
# 1. 印刷のオプション設定

パッケージソフトで自動印刷ができない

Q：端末の入替えを行なったところ自動印刷ができなくなりました。

A：自動印刷を行うには出力情報コードを設定する必要があります。  
下記参照して設定してください。

## 自動印刷の設定

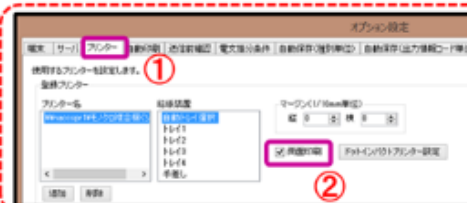


### ② 自動印刷の設定

- ① オプション設定画面の「自動印刷」タブを開きます。
- ② 「追加」ボタンをクリックします。
- ③ 「出力情報コード」に目的の電文の出力情報コードを入力します。出力情報コードは1桁から6桁の間で指定します。「自動印刷」に「レ」点チェックを入れます。自動印刷を行いたくない電文は、対象の出力情報コードを指定し、「自動印刷」の「レ」点チェックをはずします。

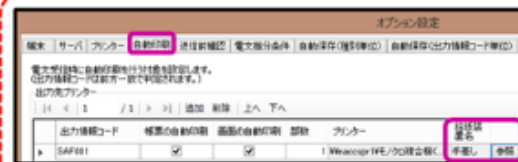
#### 【参考】

出力情報コード欄に「A」「S」「C」を設定した場合は、全ての電文が自動印刷されます。



### ③ 両面印刷の設定

- ① オプション設定画面の「プリンター」タブを開きます。
- ② 「両面印刷」に「レ」点チェックを入れます。



### ④ 手差しトレイの設定

関税等の「納付書情報」を専用の用紙に印刷するための手差しトレイの設定を行うことも可能です。  
自動印刷の設定の際、納付書情報(SAF0010)を出力情報コードで指定し、プリンタの設定を「参照」ボタンで「手差し」に変更します。印刷をかけたいプリンタを指定し、プロパティから変更します。

## 2. パスワード変更方法（URY業務）（1）

URY業務においてパスワードの変更が上手くいかない

URY（パスワード変更）業務に関するエラーについては、以下をご参照ください。

- Q1. URYにて「R0004」エラー
- Q2. URYにて「S0001」エラー
- Q3. URYにて「R0001」エラー
- Q4. URYにて「R0003」エラー
- Q5. 「U0001」エラー（共通）

【参考】

利用者ID入力

利用者ID 1ANACADA

パスワード \*\*\*\*

ログオフ

業務コード入力

業務コード URY 利用者情報

種別

OK

「業務コード入力」にて業務コード「URY」を入力し、「OK」を押下してください。  
「URY」業務画面が展開します。

【入出港・とん税関連業務】

- <海空共通関連業務>
- <海上関連業務>

### 【URY入力画面 パスワード変更入力例】(パッケージソフト)

ファイル(F) 編集(E) 業務(B) 表示(V) オプション(O)

元に戻す 切り取り コピー 貼り付け 外部ファイルを開く 名前を付けて保存 印刷

新規業務画面 履歴 送信フォルダーに保存 各ファイルの送信

ラッシュ通知

海上

入力情報修正番号

「海上」または「航空」のどちらかを選択してください。

地理区分\*

C (C:変更 I:初期化 X:初期化取消)

入力例

利用者ID\*

1ANACADA

入力例

利用者パスワード

ABCDE123

入力例

利用者パスワード (確認)

ABCDE123

入力例

全ての項目を入力後送信 (F12) ボタンを押下

## 2. パスワード変更方法（URY業務）（2）

A1. 「R0004」エラー（パスワード変更の処理区分コードが入力されているが、利用者パスワードに入力されたパスワードが以前設定したパスワードと同様である。）

当該エラーは現行NACCSと同じ利用者パスワードを入力した場合出力されます。

過去3世代までの利用者パスワードの文字列は使用不可となりますので未使用のパスワードを設定してください。

A2. 「S0001」エラー（入力された利用者IDはシステムに登録されていない。）

当該エラーは主に識別番号の誤りが多いです。たとえば識別A0A（エーゼロエー）の0（ゼロ）とO（オー）を間違えて登録しているなどです。

A3. 「R0001」エラー（パスワード変更の処理区分コードが入力されているが、業務実施者の利用者IDと入力された利用者IDが異なる。）

URYのパスワード変更はログオン時の利用者IDでなければ実施できません。たとえば一般通関の識別でログオンして通関士のIDで変更処理をしようとした場合などです。

## 2. パスワード変更方法（URY業務）（3）

A4. 「R0003」エラー（パスワード変更の処理区分コードが入力されているが、利用者パスワードの形式が妥当でない。）

第6次NACCSでは、英字のみや数字のみのパスワード設定はできません。6桁から8桁で半角英大文字（AからZ）及び半角数字（0から9）をそれぞれ必ず1文字以上含めたパスワード設定をお願いします。

A5. 「U0001」エラー（共通）（以下のいずれかの可能性がある。

1.当該利用者IDは、無効である。 2.当該利用者IDは、パスワード初期化後の仮パスワードからの変更を行っていない。）

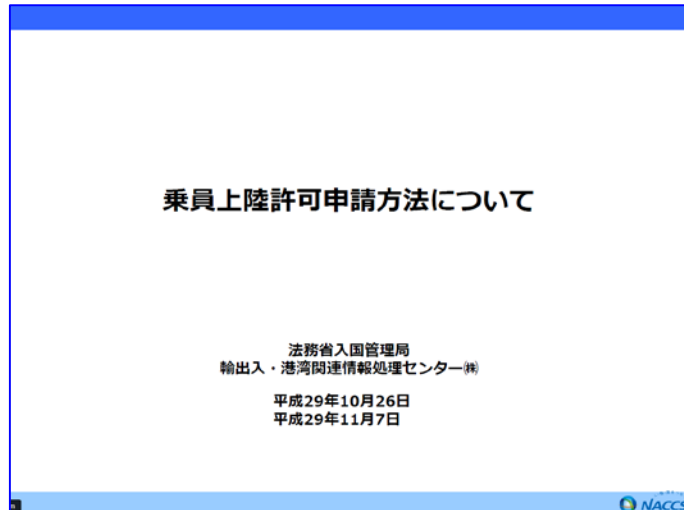
第6次NACCSからNACCS業務は初期のパスワードをURYで変更しなければ業務が実施できません。

複数の利用者IDを設定しているお客様、例えば、通関の一般識別でのURYは実施し、申告の際に通関士のURYを行っていなかったことにお気づきになるという事例がございますのでご注意ください。

### 3. 乗員上陸許可申請方法について

〔掲示板資料〕 **NACCSにおける仕様変更について（補足：乗員上陸許可申請について）**  
公開日 2017年11月07日

<https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/unit/cps/more.html>



乗員上陸許可申請業務については、第6次NACCSが稼働するまでは個別業務（C R W O 3 業務（近傍上陸、乗換上陸、数次上陸））で行っていましたが、平成29年10月8日の第6次NACCSの稼働により、入港前統一申請業務（WebNACCSで提供するWPT業務またはNACCSパッケージソフトで提供するVPX業務）にて申請可能となりました。

申請方法の変更に伴い、ご利用者の皆様から申請時の入力方法について多数のお問い合わせが寄せられていますので、申請を行う場合の入力方法を取りまとめました。この資料を参考に申請業務を実施していただくようお願いいたします。

## 4. 法人番号と輸出入者コードについて（制度導入）

〔掲示板資料〕 「第6次NACCS業務資料【輸出入申告業務等におけるマイナンバー（法人番号）入力】  
をご参照ください。

[https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/\\_files/00112833/2-2\\_201707.pdf](https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/_files/00112833/2-2_201707.pdf)



**第6次NACCS業務資料**  
【輸出入申告業務等におけるマイナンバー（法人番号）入力】



輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社  
平成29年7月

〔2017.07.21〕

### 目次

#### マイナンバー（法人番号）入力

|                                         |      |
|-----------------------------------------|------|
| 1. 概要                                   | P 2  |
| 2. 入力・出力画面イメージ（IDAの例）                   | P 3  |
| 3. IDA「輸出入者コード」欄のパターン別入力方法              | P 4  |
| 4. 照会業務（IIE）の仕様変更                       | P 8  |
| 5. 注意事項                                 | P 9  |
| 6. 法人番号の紐付け登録等                          | P 10 |
| 7. JASTPROコードと法人番号の紐付け登録のお願い<br>（お問合せ先） | P 11 |

〔注〕1. 輸出入申告等の税関手続き、包括評価及び担保の法人番号での登録並びに税関発給コードについてご不明な点は、税関の担当部門にお問合せください。  
2. 法人番号（紐付け登録）に関するお問合わせにつきましては、内容により照会先が異なりますので、P11の問合せ先を参照の上、ホームページをご覧いただくとともに、該当する照会先へお願いいたします。

## 5. 原産地識別コードについて（4桁化）（1）

### 【背景】

- ・ 現在締結済みの協定に加えて7つの経済連携協定の交渉を進めているところであり、今後も協定数が増加することが予想される。
- ・ 「環太平洋パートナーシップ協定（T P P）」については、どのT P P締約国から輸入されるかによって適用税率が異なる場合があるため、11か国それぞれにコードを割り当てる必要がある。
- ・ T P Pにおいては貿易統計上の原産国と税率を適用する国が異なる場合もあり、適用税率について従来のように「マルチ協定（T P P）であること」と 「原産国コード」だけでは判別できないため、頭2桁の原産地（申告）種別に関しては、明確にT P P協定のどの国の税率を使うといった意思表示が必須となる。
- ・ 仮にコードを2桁とし現行のコード体系と同じ考えで番号を割り当てる場合には、3桁目の原産地証明者等区分や4桁目の貨物の種類をなくした分が2桁のコードへの乗数で増加することとなり、コード体系は現行以上に分かりにくいものになり、更なる入力ミスが起きると考えられる。

### 【変更のポイント】

- ・ 現行NACCSでは1桁で運用しているが、将来的にコードが枯渇する可能性が高い為、1桁から4桁とする。
- ・ 原産地証明書識別(4桁)のコード体系  
= ①原産地(申告)種別2桁 + ②原産地証明書者等区分1桁 + ③貨物の種類1桁とする。

### 【業務コード集への掲載】

- ・ NACCS掲示板-NACCS業務仕様・関連資料-業務コード集に、原産地証明書識別を掲載

# 5.原産地識別コードについて（4桁化）（2）

## 原産地証明書識別コード体系

原産地証明書識別（4桁）の体系 = 原産地（申告）種別（2桁）+ 原産地証明者等区分（1桁）+ 貨物の種類（1桁）

| 原産地（申告）種別                       |                | 原産地証明者等区分                                           |                                                                          | 貨物の種類                                 |            |                                                                    |                                                                             |
|---------------------------------|----------------|-----------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|------------|--------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| W K                             | 国定・W T O協定     | T                                                   | 輸出国当局が発給した原産地証明書（第三者証明）                                                  | 一般特恵                                  | A          | 自国関与品（暫定令26条第2項該当）で、かつ、累積（暫定令26条第3項）適用【C O等、自国関与証明書及び累積加工製造証明書を提出】 |                                                                             |
| G S                             | 一般特恵           | A                                                   | 認定輸出者による自己証明（原産地申告）                                                      |                                       | J          | 自国関与品（暫定令26条第2項該当）で、かつ、累積（暫定令26条第3項）非適用【C O等及び自国関与証明書を提出】          |                                                                             |
| S G                             | 日シンガポール経済連携協定  | P                                                   | 製造者による原産品申告書                                                             |                                       | B          | 自国関与品（暫定令26条第2項該当）以外で、かつ、累積（暫定令26条第3項）適用【C O等及び累積加工製造証明書を提出】       |                                                                             |
| M X                             | 日メキシコ経済連携協定    | E                                                   | 輸出者による原産品申告書                                                             |                                       | P          | 自国関与品（暫定令26条第2項該当）以外で、かつ、累積（暫定令26条第3項）非適用【C O等を提出】                 |                                                                             |
| M Y                             | 日マレーシア経済連携協定   | I                                                   | 輸入者による原産品申告書                                                             |                                       | C          | 税関長が貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた貨物【C O等提出なし】                       |                                                                             |
| P H                             | 日フィリピン経済連携協定   | O                                                   | 原産地証明書等の提出が不要な場合                                                         |                                       | T          | 少額貨物扱い【C O等提出なし】                                                   |                                                                             |
| C L                             | 日チリ経済連携協定      | ※「O（オー）」以外は、提出猶予申請を行う場合を含む                          |                                                                          |                                       | M          | 特恵用原産地証明書の提出猶予申請を行う貨物                                              |                                                                             |
| T H                             | 日タイ経済連携協定      |                                                     |                                                                          |                                       |            |                                                                    |                                                                             |
| B N                             | 日ブルネイ経済連携協定    | ・将来新たな区分が発生した場合も対応が可能。<br>・現在、記事（税関）欄等に入力している事項の項目化 |                                                                          |                                       | E P A      | 1                                                                  | E P A 関税割当品目で、E P A 関税証明書及び原産地証明書（若しくは原産品申告書）の提出があるもの【E P A 関税証明書及びC O等を提出】 |
| I D                             | 日インドネシア経済連携協定  |                                                     |                                                                          |                                       |            | 2                                                                  | E P A 関税割当品目でE P A 関税証明書があり、少額扱い貨物【E P A 関税証明書提出、C O等提出なし】                  |
| V N                             | 日ベトナム経済連携協定    | 3                                                   | E P A 関税割当品目で、税関長が貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた貨物【E P A 関税証明書提出、C O等提出なし】 |                                       |            |                                                                    |                                                                             |
| C H                             | 日スイス経済連携協定     | 4                                                   | E P A に基づく原産地証明書（若しくは原産品申告書）の提出がある貨物【C O等を提出】                            |                                       |            |                                                                    |                                                                             |
| I N                             | 日インド包括的経済連携協定  | 5                                                   | 少額扱い貨物【C O等提出なし】                                                         |                                       |            |                                                                    |                                                                             |
| P E                             | 日ペルー経済連携協定     | 6                                                   | 税関長が貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた貨物【C O等提出なし】                             |                                       |            |                                                                    |                                                                             |
| A U                             | 日オーストラリア経済連携協定 | 7                                                   | E P A に基づく原産地証明書（若しくは原産品申告書）の提出猶予申請を行う貨物                                 |                                       |            |                                                                    |                                                                             |
| A S                             | 日アセアン包括的経済連携協定 | ・現在28種類あるコードを18種類に整理（10コード削除）                       |                                                                          |                                       | W T O 国定協定 | G                                                                  | 協定用原産地証明書の提出がある貨物【C O等を提出】                                                  |
|                                 |                |                                                     |                                                                          |                                       |            | R                                                                  | 貨物、インボイス等により原産地が確認できる貨物【C O等提出なし】                                           |
| E P A 単位にコードを付与することにより選択が容易となる。 |                |                                                     | S                                                                        | 輸入割当等公表告示三－8に規定する原産地証明書がある貨物【C O等を提出】 |            |                                                                    |                                                                             |
|                                 |                |                                                     | N                                                                        | 原産地が確認できない貨物【C O等提出なし】                |            |                                                                    |                                                                             |
| 4桁組み合わせのシステムチェックを実施（次頁参照）       |                |                                                     |                                                                          |                                       |            |                                                                    |                                                                             |

# 5. 原産地識別コードについて（4桁化）（3）

## 参考情報

### 【チェック使用の例】

識別コードの変更に併せて、「4桁」の入力が行われた場合、システムにおいて当該4桁の整合性等の組み合わせチェック機能を提供する。具体的には、組み合わせが想定される（可能な）コード体系をあらかじめ設定し、当該コード体系に該当しない場合は、適正なコード入力ではないとして、エラー処理とする。

以下に日豪EPAを例に示す。

| 適用する税率                                  | パターン | 原産地（申告）種別 | 原産地証明者等区分 | 貨物の種類 | 処理結果                |
|-----------------------------------------|------|-----------|-----------|-------|---------------------|
| 協定税率                                    | ○    | WK        | O         | R     | 正常処理                |
|                                         | ×    | WK        | <u>E</u>  | R     | エラー（協定税率で「E」の選択は不可） |
| EPA税率<br>（EPA関税割当品目で輸入者の<br>原産品申告書有の場合） | ○    | AU        | I         | 1     | 正常処理                |
|                                         | ×    | AU        | <u>O</u>  | 1     | エラー（原産地証明者等区分が不適切）  |
|                                         | ×    | <u>AS</u> | I         | 1     | エラー（原産地種別が不適切）      |

### 【コードの簡易入力】

下表の原産地証明書識別コードについては、簡易なコードでの入力を可能とする。

|   | 原産地証明書識別コード | 簡易入力コード |
|---|-------------|---------|
| 1 | WKOR        | R       |
| 2 | WKON        | N       |

【申告事項登録画面】

## 5 原産地識別コードについて（4桁化）（4）

【特惠税率適用可能識別】

|    |       |     |    |   |          |   |             |
|----|-------|-----|----|---|----------|---|-------------|
|    | 輸入令別表 |     | 特惠 |   | <b>B</b> |   |             |
| 係数 |       |     |    |   |          |   |             |
|    | -     |     |    |   |          |   |             |
| 按分 |       | 原産地 | VN | - | VIETNAM  | - | <b>AST4</b> |
| 数量 |       |     |    |   |          |   |             |
|    |       |     |    |   |          |   |             |

輸入申告等入力控情報（SAD0AA等／AAD0AA等）

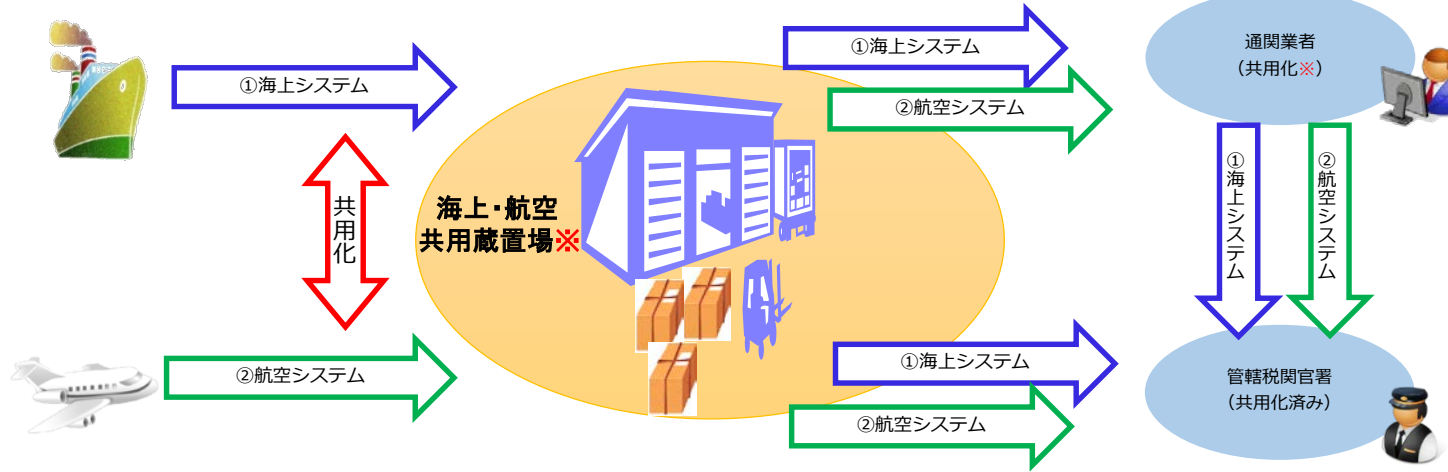
175 特惠税率適用可能識別

- （1）特惠税率が適用されず、特惠税率が適用可能な品目の場合は、「P」を出力
- （2）申告等種別が「J」、「P」または「R」の場合で、管理方式がシーリング方式の特惠税率または管理方式が特殊なシーリング方式のEPAに基づく税率が適用された場合は、「S」を出力
- （3）EPAに基づく税率が適用されず、EPA税率が適用可能な品目の場合は、以下を出力M：マルチ協定適用可能 B：バイ協定適用可能
- （4）「P」、「S」、「M」、「B」を出力する条件のうち複数を満たす場合は、「S」、「P」、「M」、「B」の優先順で出力する。

## 6. 海上・航空共用化について（仕様変更）（1）

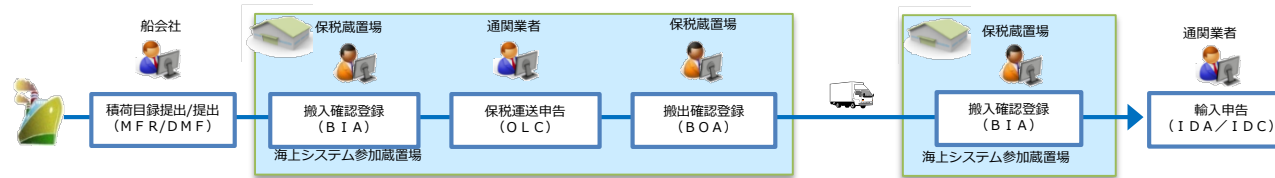
第6次NACCSでは、「海上システムで航空貨物を取扱う機能を廃止し、海上貨物は海上システムで、航空貨物は航空システムで処理することを原則とする」こととしています。

### ◆ 海上・航空共用化（海上システムで航空貨物を取扱う機能を廃止）

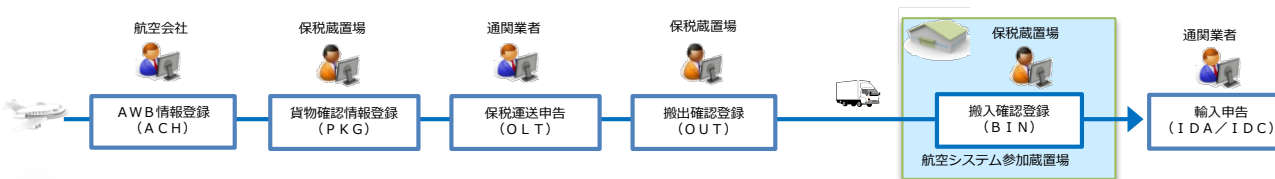


NACCS は、上流から下流までの一連の業務を連携して処理することが大きなメリットです。旧第5次NACCSでは、海上システムにおいて航空貨物进行处理することを可能としていたため、貨物情報の分断が生じる等、このメリットが十分に活かせない状況となっていました。また、航空システムを導入していない空港地区において航空システムを導入することによって、電子化の進展による事務の効率化やペーパーレス化を図ることができます。

#### 海上貨物のフロー



#### 航空貨物のフロー

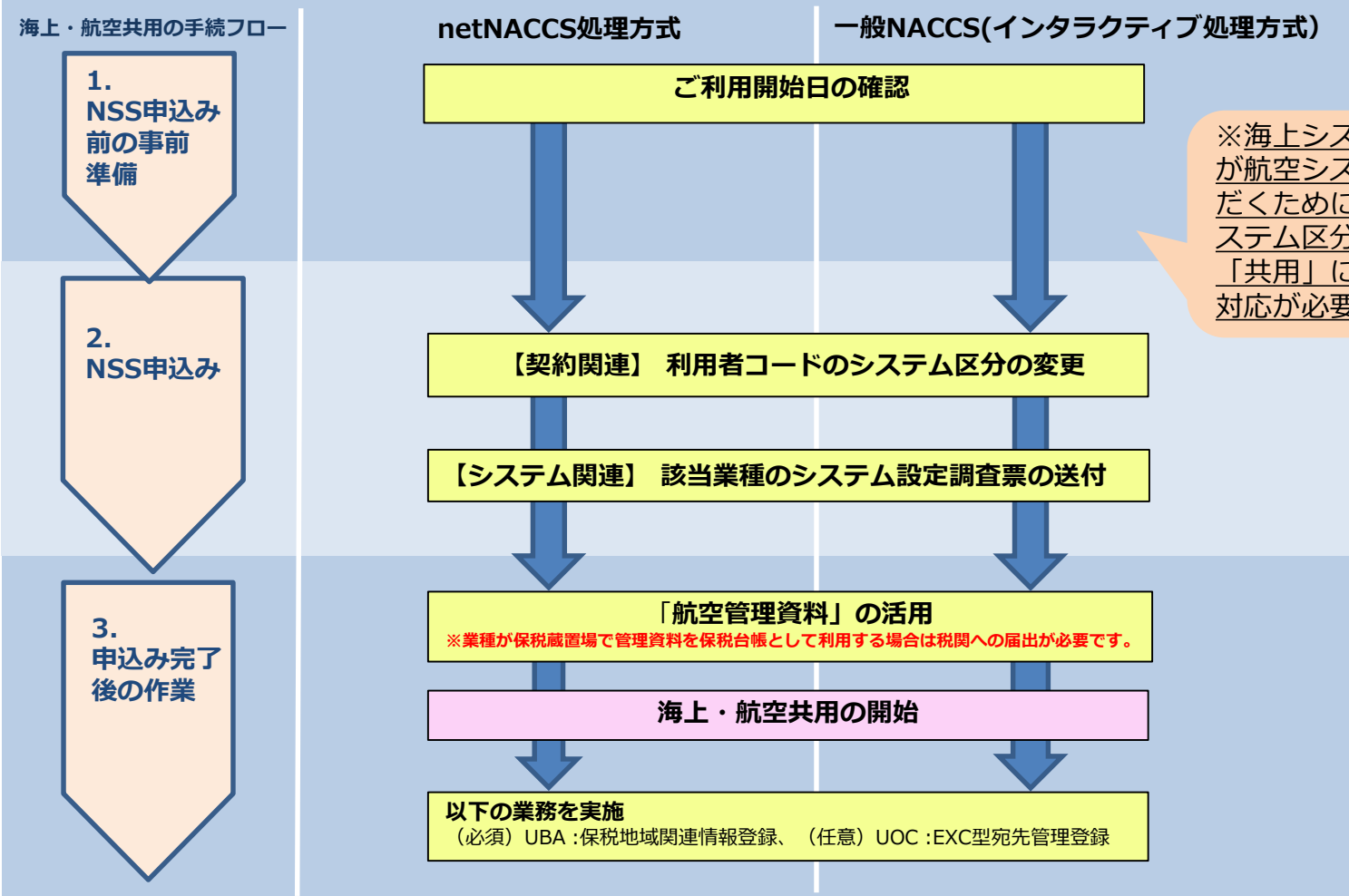


第6次NACCS更改に伴い、税関空港のうち以下の6空港について新たにシステムが導入されました。

- ① 青森空港
- ② 富山空港
- ③ 高松空港
- ④ 松山空港
- ⑤ 長崎空港
- ⑥ 鹿児島空港

6. 海上・航空共用化について（仕様変更）（2）

海上・航空共用への変更手順フロー



※既に第6次NACCSパッケージソフトをご利用いただいている場合は、新たにパッケージソフトをダウンロード（入替え）する必要はありません。

# 6. 海上・航空共用化について（仕様変更）（3）

## 海上・航空共用蔵置場における対応（第6次NACCSへの移行）

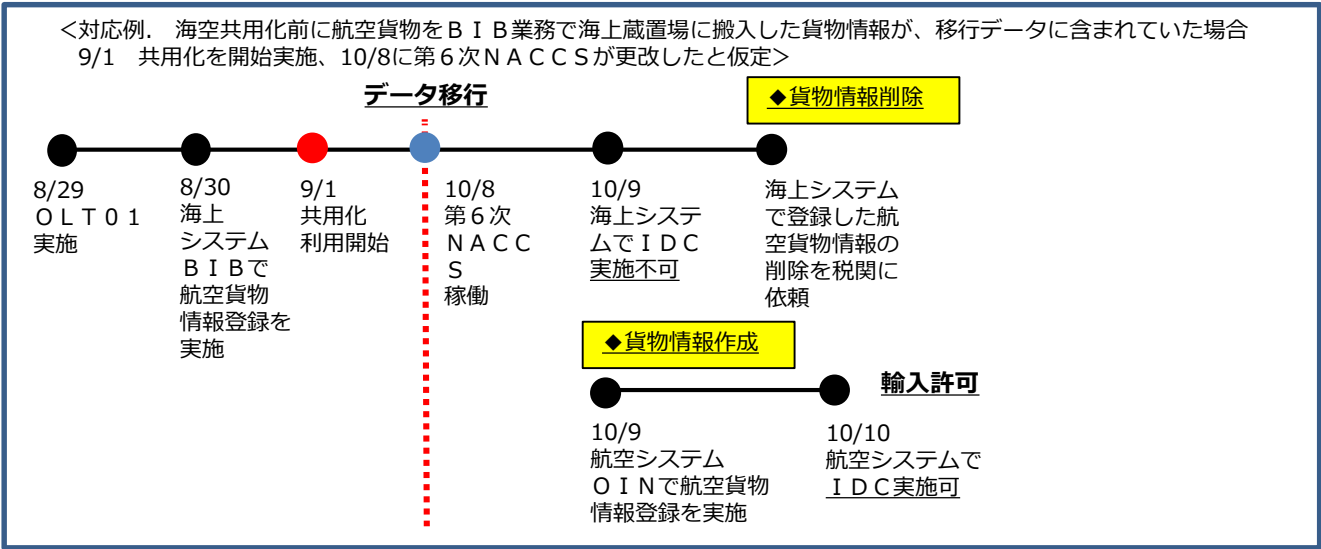
### ➤ 輸入

海上・航空共用蔵置場については、第6次NACCSへのデータ移行前に航空貨物を航空システムで処理していれば、移行データの取扱いについて特段の対応をすることなく後続業務を実施可能です。

なお、移行データに海上システムで処理された航空貨物のデータが含まれており、輸入申告前の場合は、当該移行データについて改めて航空業務で再処理すれば、NACCSで後続業務を実施することができます。

（対応例）海空共用化前に航空貨物を「システム外搬入確認（輸入貨物）（B I B）」業務で海上蔵置場に搬入した貨物情報が、移行データに含まれていた場合。

- ⇒ 航空の「搬入確認登録（システム対象外保税運送）（O I N）」業務で再度航空の貨物情報を作成してください。
- また、海上システムで搬入した航空貨物情報の削除を税関に依頼してください。



# 6. 海上・航空共用化について（仕様変更）（4）

## 海上・航空共用蔵置場における対応（第6次NACCSへの移行）

### ➤ 輸出

海上・航空共用蔵置場については、第6次NACCSへのデータ移行前に航空貨物を航空システムで処理していれば、移行データの取扱いについて特段の対応をすることなく後続業務を実施可能です。

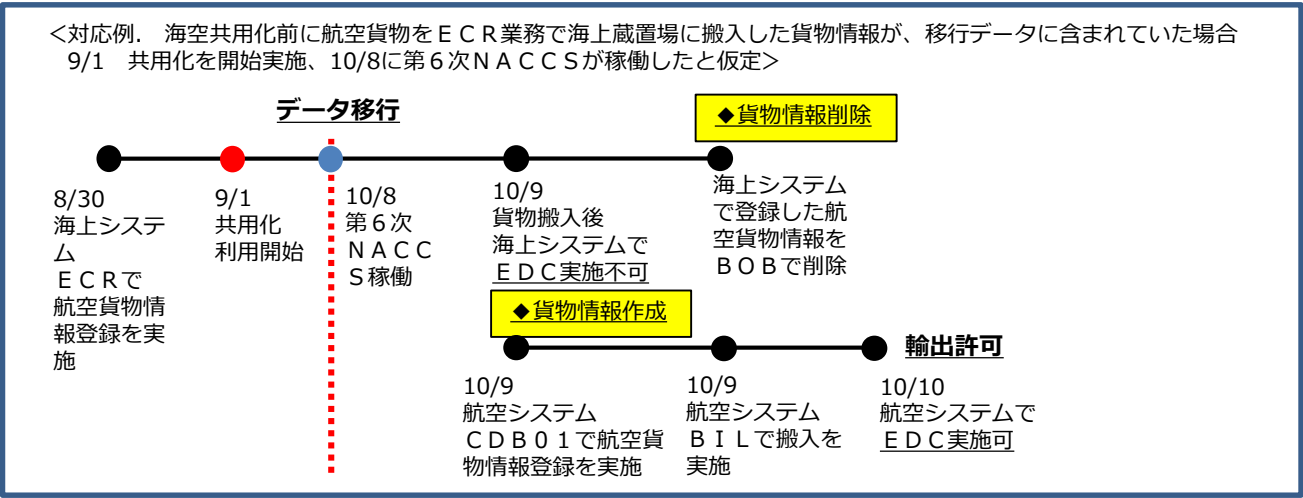
なお、移行データに海上システムで処理された航空貨物のデータが含まれているおり、輸出申告前の場合は、当該移行データについて改めて航空システムで再処理すれば、NACCSで後続業務を実施することができます。

（対応例）海空共用化前に航空貨物を「輸出貨物情報登録（ECR）」業務で作成し、海上蔵置場に搬入した貨物情報が、移行データに含まれていた場合。

⇒ 航空の「輸出貨物情報登録（CDB01）」業務で再度航空の貨物情報を作成し、

航空の「一括搬入確認登録（BIL01／BIL）」業務で搬入してください。

また、海上システムで搬入した航空貨物情報を海上の「搬出確認登録（貨物引取り）（BOB）」業務で内貨搬出してください。



## 6. 海上・航空共用化について（仕様変更）（5）

### 海上システムのみ参加の蔵置場及びシステム不参加蔵置場における対応

| ➤ 輸入 | 移行前（10月7日）の状態           | 移行後（10月8日以降）に後続業務を実施する場合の影響                           | 業務実施者の対応            |
|------|-------------------------|-------------------------------------------------------|---------------------|
|      | 航空システムで運送中、かつ、貨物搬入前     | <u>NACCSによる搬入業務（BIB）、簡易貨物情報登録（SCR）及び輸入申告等の後続業務不可。</u> | マニュアルで搬入確認及び輸入申告する。 |
|      | 海上システムで搬入後、申告事項登録（IDA）前 | <u>NACCSによる輸入申告業務不可。</u>                              | マニュアルで輸入申告する。       |
|      | 申告事項登録（IDA）後、申告（IDC）前   | 申告（IDC）業務及び以降のNACCS業務（訂正も含む）実施可能。                     | 不要                  |
|      | 申告（IDC）後                | 申告変更、審査終了等後続のNACCS業務実施可能。                             | 不要                  |

注：航空貨物を海上システムで事項登録（IDA等）した後にデータ移行された場合は、当該移行データを利用して後続業務が可能です。

| ➤ 輸出 | 移行前（10月7日）の状態             | 移行後（10月8日以降）に後続業務を実施する場合の影響                                                     | 業務実施者の対応                                        |
|------|---------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
|      | 貨物情報登録（ECR）後、申告事項登録（EDA）前 | <u>NACCSによる輸出申告業務不可。</u>                                                        | マニュアルで輸出申告する。                                   |
|      | 申告事項登録（EDA）後、申告（EDC）前     | 申告（EDC）業務及び以降のNACCS業務（ <u>EDA又はEDA01による訂正を除く。</u> ）実施可能。<br>なお、輸出許可内容変更申請は実施可能。 | 訂正を要する場合は別途マニュアルで輸出申告する。なお、EDAの情報は一定期間経過後削除される。 |
|      | 申告（EDC）後                  | 審査終了等後続のNACCS業務（ <u>EDA01による訂正を除く。</u> ）実施可能。<br>なお、輸出許可内容変更申請は実施可能。            | 訂正を要する場合は手作業移行のうえ、マニュアルで輸出申告する。                 |

注：航空貨物を海上システムで事項登録（EDA等）した後にデータ移行された場合は、当該移行データを利用して後続業務が可能です。  
ただし、許可前に訂正を要する場合を除く。

## 7. 関税割当制度適用輸入申告における残数量等管理業務（新設業務）

〔掲示板資料〕 「第6次NACCS業務資料【関税割当制度適用輸入申告における残数量等管理業務】」を  
ご参照ください。

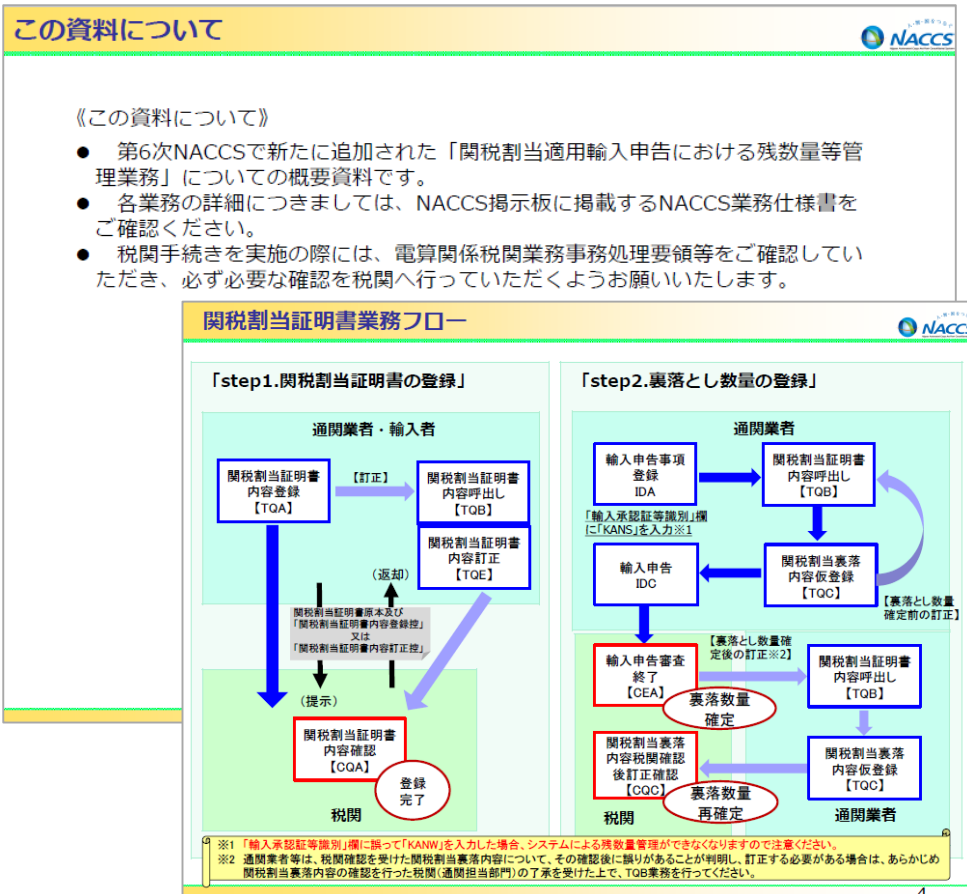
<https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/files/00117081/kanwariNACCS.pdf>



第6次NACCS業務資料  
【関税割当制度適用輸入申告における残数量等管理業務】



輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社  
平成29年10月



## 8. 輸出取止め再輸入申告業務（新設業務）

第6次NACCSで新たに追加された、システムを使用して行う「輸出取止め再輸入申告手続き」業務は、関税法基本通達67-1-15（2）に規定する、輸出取止めになった貨物が船舶又は航空機に積み込まれる前に実施する輸入（以下この節において「輸出取止め再輸入」という。）をシステムを使用して行う場合が該当します。なお、この業務を行うには、あらかじめ輸出取止め再輸入申告を行う税関の了承を得た上で行う必要があります。

### 【対象貨物】

システムで輸出許可された貨物

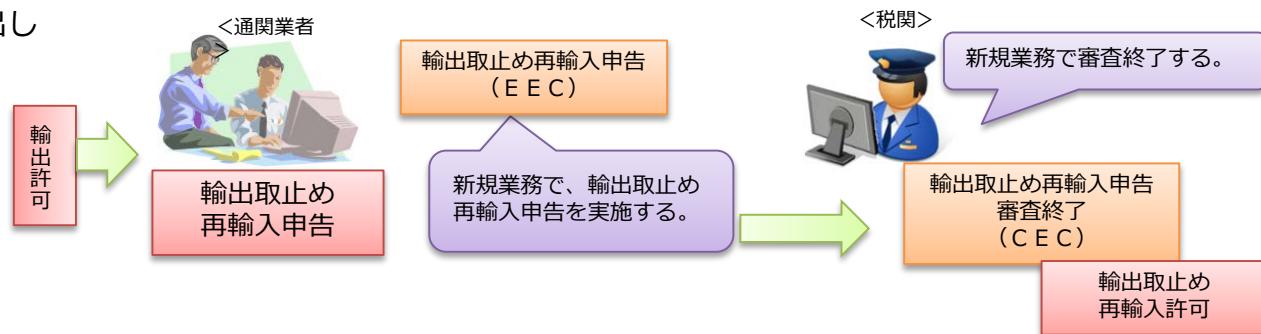
- ・輸出申告（申告等種別が「E：輸出申告」のみ対象）
- ・輸出マニフェスト通関申告  
（参考：特定輸出申告は対象外：申告等種別「T」、関税法基本通達67の3-1-8参照）

### 【対象業務コード一覧】

- ・EEB 輸出取止め再輸入申告事項登録呼出し
- ・EEA 輸出取止め再輸入申告事項登録
- ・EEC 輸出取止め再輸入申告
- ・EED 輸出取止め再輸入申告変更事項登録呼出し
- ・EEA01 輸出取止め再輸入申告変更事項登録
- ・EEE 輸出取止め再輸入申告変更

### 【留意すべき特記事項】

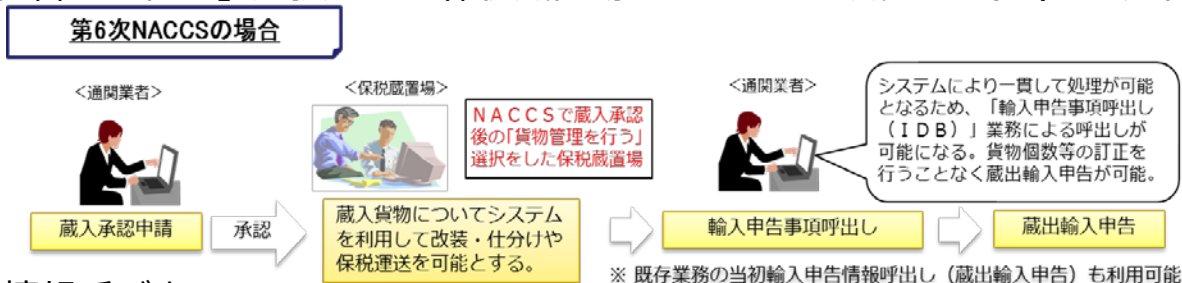
海上貨物においては出港予定年月日を過ぎることにより、「輸出取止め再輸入申告事項登録」業務（業務コード：EEA）等、輸出取止め申告の関連業務が実施できませんので、ご注意ください。



## 9. 海上貨物においてISの管理ができるようになったが、手続等を含めてどのようなことが必要でしょうか。

A. 第6次NACCSでは、「蔵入貨物（IS）も貨物管理を行う」選択をした保税蔵置場においては、蔵入後（IS）に以下のシステム処理が可能となります。

- ①蔵入承認済貨物に関する搬出入
- ②蔵入承認済貨物の保税運送申告
- ③蔵入承認済貨物の改装・仕分け、情報照会、情報呼び出し



### <注意>

- ・ 蔵入貨物（IS）における後続業務の可能化については、海上貨物のみが対象となります。
- ・ 海上・航空共用の保税蔵置場であっても海上貨物のみが対象です。
- ・ 「G13 蔵入貨物長期保管情報(民間用) (出力情報コードSBS2300)（週報）」を新たな管理資料として追加します。

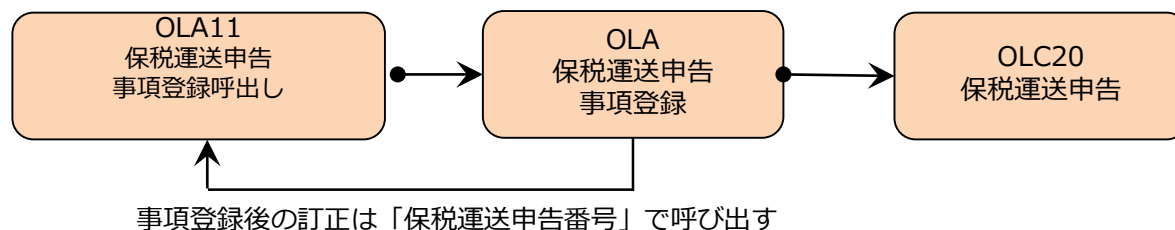
### 【必要な手続】

蔵入貨物（IS）の後続業務を実施するためには、**NACCSで蔵入れ承認後の貨物管理を行う旨を記載した「保税蔵置場調査票」**を「NACCSサポートシステム（NSS）」から事前に提出する必要がありますので、ご留意ください。

## 10. 保税運送申告事項登録（OLA）業務が新設されたと聞きました。概要について教えてください。

A. 事項登録業務である「保税運送事項登録（OLA）」業務を新設し、保税運送申告情報の事前登録・保存が可能となりました。OLA業務の業務フロー図は以下のとおりです。

### ◆ 保税運送事項登録（OLA）業務の流れ



### <注意>

- ・ 保税運送事項登録（OLA）業務を実施せずに従来どおり「保税運送申告（OLC）」からの業務実施も可能です。
- ・ 「保税運送事項登録（OLA）」業務の【入港年月日】がblankの場合、貨物情報から情報を自動補完しますが、申告時（OLC20）には、OLA業務で入力された【入港年月日】が優先されるため注意が必要です。

## 11. MSB（添付ファイル登録）業務における添付可能なファイルサイズについて

### よくある問合せ

航空

海上

共通

関係省庁

利用契約

リアルタイム口座

問合せ先一覧

問合せガイド

#### MSB（添付ファイル登録）業務における添付可能なファイルサイズについて

**Q：** MSB（添付ファイル登録）業務において、A0036エラー（添付ファイルのサイズが当該業務で添付できる1ファイルの上限を超えているファイルがある）が出ました。どのように対処したらよいでしょうか。また、一件の輸入申告等に対して複数回に分けて送信することは可能でしょうか。

**A：** MSB業務で1ファイルあたりの添付可能なファイルサイズは、3メガバイトが上限となります。そのため、3メガバイトを超える添付ファイルを登録するとエラーとなります。また、1業務（電文）に添付できるファイルの合計サイズは、10メガバイトが上限となります。複数回に分けて送信することについては、税関の通関窓口にご確認ください。なお、MSB（添付ファイル登録）業務は輸入申告等にあたりカタログ等の参考資料を添付するためのものですので、インボイス等の通関関係書類については、MSX（申告添付登録）業務にて提出をお願いします。

[戻る](#)

## 12. 入力控の「利用者整理番号」に「\*\*\*\*\*」が出力される。(1)

**IDA（輸入申告事項登録）後、入力控の「利用者整理番号」に「\*\*\*\*\*」が出力されたのですが、これは何を意味するのでしょうか。**

法人番号入力時に社名等の英文が自動補完されなかった場合、IDAの入力時に手入力により社名等を入力することになりますが。当該手入力を行ったことが入力控上で容易にわかるよう「輸入者名入力識別」欄、「利用者整理番号」欄に「\*\*\*\*\*」を表示します。

なお、「\*\*\*\*\*」の表示場所については、出力位置が画面と印刷時で異なりますのでご注意ください。次ページの画像イメージをご参照ください。

### <出力条件>

以下の条件に合致し、輸入者名欄に手入力された値がシステムに登録された場合、「\*\*\*\*\*」を出力

- (1) 無符号の場合
- (2) 法人番号管理DBにのみ存在する法人番号の場合
- (3) 国内用輸出入者DBに名称無効の旨が登録されている場合

### 【画面での確認】

IDA業務が正常終了した場合の輸入申告入力控情報のレイアウト上において、「輸入者名入力識別」欄に、住所欄の右側に「\*\*\*\*\*」が出力されます。

12. 入力控の「利用者整理番号」に「\*\*\*\*\*」が出力される。(2)

## 【印刷での確認】

入力控えでは、「利用者整理番号」欄に「\*\*\*\*\*」が出力されます。

**入力控 (例)**

IDC 輸入申告

ファイル(F) 表示(V)

共通部 検索部

| 代表税番       | 申告種別        | 区分  | あて先税関 部門 | 事項登録日           | 特例あて先税関  | 特例部門 | 申告番号 |
|------------|-------------|-----|----------|-----------------|----------|------|------|
| [ ] [ ]    | [ ] [ ] [ ] | [ ] | [ ] [ ]  | / /             | [ ]      | [ ]  | [ ]  |
| 申告条件       |             |     |          | 申告予定年月日 / / 本申告 |          |      |      |
| 輸入者住所      | 輸入者名入力識別    |     |          |                 |          |      |      |
| 電話         |             |     |          |                 |          |      |      |
| 税関事務管理人    | -           | --  |          |                 |          |      |      |
| 輸入取引者      | -           |     |          |                 |          |      |      |
| 仕出人住所      | -           |     |          |                 |          |      |      |
|            |             |     | 担保額      | [ ]             |          |      |      |
|            |             |     | 納期限延長    | 都道府県            | B P 申請事由 | 石油承認 |      |
|            |             |     | 口座       | 消費税率            | たばこ登録    |      |      |
|            |             |     | 納付方法     | [ ]             |          |      |      |
|            |             |     | 構成 枠 欄   |                 |          |      |      |
| 記事(税関)     |             |     |          | 輸入者(入力)         |          |      |      |
| (通関)       |             |     |          | 輸入取引者(入力)       |          |      |      |
| (商主)       |             |     |          | 社内整理番号          |          |      |      |
| 商主セクションコード |             |     |          | 商主Ref No.       |          |      |      |

[illegible]

## 13.IDA（輸入申告事項登録）における入港日のブランク化（仕様変更・自動補完）

### よくある問合せ

航空

海上

共通

関係省庁

利用契約

リアルタイム口座

問合せ先一覧

問合せガイド

海上におけるIDB業務(輸入申告事項呼出し)にて事項登録情報を呼び出すと本船の入港年月日がブランクとなり補完されません。

**Q:** 海上におけるIDB業務(輸入申告事項呼出し)にて事項登録情報を呼び出すと本船の入港年月日がブランクとなり補完されません。

**A:** 仕様の変更により第6次NACCSより海上におけるIDAでの事項登録や、予備申告のIDCにおいては、本船の入港年月日はブランクのままでも実施可能となりました。  
それに伴い、貨物情報DBからの補完は通常申告や予備申告後の本申告としてのIDCから行われるようになりました。  
なお、入港年月日を手入力した場合、入力値が優先されます。また、手入力で入力した値と貨物情報DBとの一致チェックはありません。

〔参考：詳細仕様説明会資料〕

[「輸入申告事項登録（IDA）業務における入港日のブランク化（自動補完）」](#)

業務仕様書 [IDA 輸入申告事項登録 海上](#)

戻る

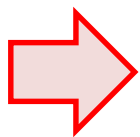
# 14.第6次NACCSになってから貨物情報や申告情報等のデータ保存期間に変更はありましたか。

A. 第6次NACCSでは、貨物情報や申告情報等のデータ保存期間を一部変更しています。

詳細については、以下の方法で掲示板の【[航空海上\(輸入食品監視支援及び医薬品手続き業務含む\)](#)】から「5次NACCS」と「6次NACCS」の保存期間を対比して確認することが可能です。

① 

② 

③ 

| 項目 | DB名              | 保存対象データ                          | データ保存起算日                                                                                                                                                                                                                                                                              | システム保存期間    |             |
|----|------------------|----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|-------------|
|    |                  |                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 5次<br>NACCS | 6次<br>NACCS |
| 30 | 航空貨物内容監視管理DB     | 輸出貨物取扱登録A(内容監視(AH-N))業務で登録されたデータ | 輸出貨物取扱登録A(内容監視(AH-N))業務が行われた日                                                                                                                                                                                                                                                         | 1日          | 1日          |
| 31 | フライトDB           | フライトスケジュール登録(FSA)業務等で登録されたデータ    | フライトスケジュール登録(FSA)業務等で日別フライトの登録を行った日                                                                                                                                                                                                                                                   | 2日          | 2日          |
|    |                  |                                  | フライトスケジュール変更登録(FSB)業務で取消しを行った日                                                                                                                                                                                                                                                        | 1日          | 1日          |
| 32 | 航空輸出入貨物輸出入データDB  | 航空輸出入貨物輸出入データとして登録されたデータ         | 1)一部輸入確認登録(BIL)業務等により、貨物を輸入した日<br>2)貨物確認情報登録(PKG)業務等により、貨物を受入した日(仮積換貨物及び換積し貨物)<br>3)貨物が輸出許可等となった日<br>4)貨物が輸出許可後に変更を行った日<br>5)輸出確認登録(AWB-HAWB単位)(EXA)業務等により、輸送または輸出を取消しを行った日<br>6)荷載完了登録(運集性)(CLA)業務により、荷載確認を行った日<br>7)輸出貨物取扱登録(CCH)業務により、確認を行った日<br>8)輸入情報訂正(AIB)業務により、個数または重量訂正を行った日 | 1日          | 1日          |
| 33 | 航空輸出入貨物取等一覧データDB | 航空輸出入貨物取等一覧データとして登録されたデータ        | 1)貨物取扱登録(内容監視)(CHN)業務等により、内容監視、その他の手入れ及び特種貨物取扱を行った日<br>2)貨物取扱許可申請(AHD)業務等により、貨物許可となった日<br>3)見本輸出許可申請(MMA)業務等により、見本輸出許可となった日<br>4)見本輸出確認登録(MMO)業務が行われた日                                                                                                                                | 1日          | 1日          |
| 34 | 貨物情報DB           | 積荷目録情報登録(MFR)業務等で登録されたデータ        | コンテナオペレーション会社が999999以外で、積荷目録登録(DMF)業務を行った場合、入港年月日<br>1)バウ貨物で輸入許可(BP承認含む)または輸入・移入・展示等承認(併せ運送なし)された日<br>2)CY扱いでCY貨物で輸入許可(BP承認含む)を行った日<br>3)バウ貨物で許可(承認等情報登録(PAKOS))業務で別送品輸送許可(LUB)を行った日<br>4)輸入貨物の場合、コンテナ通関(輸入許可)後にCYから搬出した日<br>5)CY搬出確認登録(CYD)業務(不発地)において、コンテナ詰め貨物で輸入許可                 | *4日         | *14日        |

<変更があったデータ保存期間(例)>

- ・ 貨物情報DB(海上)の保存期間が6日間(日曜・祝日を除く)→**14日間**(日曜・祝日を除く)
- ・ 輸出入申告DBの保存期間が6日間(日曜・祝日を除く)→**10日間**(日曜・祝日を除く)

# 15.C C A（通関士審査）業務の仕様について（新設業務）（1）

通関士がその通関士識別符号を使用して輸出入申告等の業務を行う現状の仕組みに加え、利用者の選択により、通関士が輸出入申告等の業務を行う前に当該申告等に係る内容の審査を可能とする業務を新たに設ける。これにより、通関士が事前に審査を行うことで、通関士以外の利用者による申告業務を可能とする。なお、本業務は税関の開庁時間にかかわらず行うことができる。

※ 関連業務：通関士審査内容呼出し（CCB）業務、通関士審査内容（CCA）業務

### 第6次NACCS

CCB 通関士審査内容呼出し

申告等番号\* 11000116950

申告種別\* IDC

通関士審査内容呼出し業務（CCB）

CCB呼出し結果として、通関士審査内容情報画面が展開

通関士審査結果登録業務（CCA）

<出力内容>  
・各業務の入力控相当の内容を出力

CCA 通関士審査内容（輸入申告）

共通部 繰返部

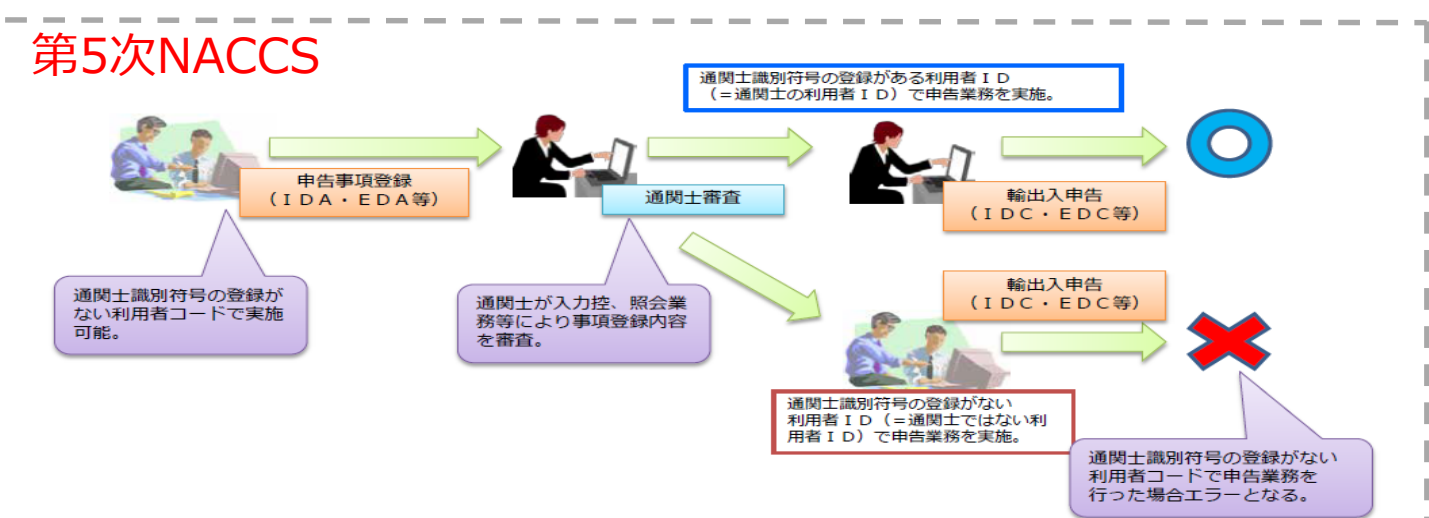
代表税番 申告種別 区分 あて先税関 部門 事項登録日 特例あて先税関 特

0013 S IC [ 3 ] TOKYO 01 2017/11/22

申告種別 IDC 通関士審査結果\* 申告予定年月日 2017/11/22 本申告

事項登録の内容に問題がない場合は「Y：審査済」を入力  
訂正が必要な場合は「N：訂正要」を入力

CCB業務を介さずCCA業務を直接実施することも可能。



| 対象となる申告・申請手続き（案） |                         | 照会対象 |
|------------------|-------------------------|------|
| 輸入               | 輸入申告（IDC）               | ○    |
|                  | シングルウィンドウ輸入申告（SWC）      | ○    |
|                  | 石油製品等移出（総保出）輸入申告（MWC）   | ○    |
|                  | 輸入申告（沖縄特免制度）（OTC）       | ○    |
|                  | 一括特例申告（TKC01）           | ○    |
|                  | 輸入申告変更（IDE）             | ○    |
|                  | 石油製品等移出（総保出）輸入申告変更（MWE） | ○    |
| 輸出               | 輸入申告変更（沖縄特免制度）（OTE）     | ○    |
|                  | 輸出申告（EDC）               | ○    |
|                  | 輸出許可内容変更申請（EAC）         | ○    |
|                  | 別送品輸出申告（UEC）            | ○    |
|                  | 別送品輸出許可内容変更申請（UAC）      | ○    |
|                  | 輸出申告変更（EDE）             | ○    |
|                  | 別送品輸出申告変更（UEE）          | ○    |

## 15.CCA（通関士審査）業務の仕様について（新設業務）（2）

IDI 輸入申告等一覧照会情報

照会種別 A 照会対象日 2017/11/22 通関業者 1ATC5 あて先官署 1A あて先部門

申告番号 社内整理用番号 蔵置場所 大少 種別 区分 部門 手続 通関士 通関 輸入者

|   |               |       |   |    |  |  |    |  |   |                           |
|---|---------------|-------|---|----|--|--|----|--|---|---------------------------|
| 1 | 110 0011 6840 | 1HE05 | S | IC |  |  | 01 |  | Y | 1ATC5                     |
| 2 | 110 0011 6950 | 1HE05 | S | IC |  |  | 01 |  | N | 1ATC5                     |
| 3 | 110 0011 7060 | 1HE05 | L | IC |  |  | 01 |  |   | 1ATC5 P001AYB50000 - 0305 |

### 通関士審査業務の登録内容については、申告一覧照会（IDI、IES）より確認可能

- 「Y：審査済」⇒通関士以外の利用者による輸出入申告が可能な状況
- 「N：訂正要」⇒事項登録内容の訂正を実施しない限り申告が不可な状況
- 「スペース：未審査」⇒事項登録のみが行われた状況
- 「D：申告済」⇒すでに輸出入申告が行われている状況

申告前に通関士審査業務を行う場合のフロー

